

事 務 連 絡
平成 22 年 1 月 8 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の
一部の施行について

移植医療の推進につきましては、平素から御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）
につきましては、平成 21 年 7 月 17 日に公布され、公布の日から起算して 1 年を経
過した日（平成 22 年 7 月 17 日）から施行となりますが、親族への臓器の優先提供
に関する規定については、公布の日から 6 月を経過した日（平成 22 年 1 月 17 日）
から施行されることとなっております。

この度は、改正法に係る御連絡が施行の間近になったことをお詫び申し上げます。

短期間での対応を依頼させて頂くこと大変恐縮ではございますが、施行日前後に該
当事例が発生した場合に、円滑な臓器提供が行われるよう、予め下記について貴管内
の医療機関への周知のほどよろしくお願いいたします。なお、同趣旨の事務連絡をガ
イドライン第 3 に規定する臓器提供施設長あてに発出していることを申し添えます。

記

臓器の提供先を指定する意思については、現在、「臓器の移植に関する法律」の運
用に関する指針（ガイドライン）第 1 の規定により、脳死・心臓死の区別や臓器の別
にかかわらず、当該提供先を指定する意思表示を行った者に対する臓器の移植に関す
る法律（以下「法」という。）に基づく脳死判定及びその者からの臓器の摘出は見合
わせることとされているところです。

今般の改正法の一部施行により、平成 22 年 1 月 17 日より、親族に対して臓器を
優先的に提供する意思が表示されていた場合は、当該意思表示を行った者に対する法
に基づく脳死判定及びその者からの臓器摘出が可能となります。また、親族優先の意
思表示の規定については、脳死・心臓死の区別や臓器の別にかかわらず適用されます。

なお、運用の詳細については、追って 1 月 17 日の施行日前にガイドラインの改正
を含め関係通知等を発出させて頂きます。